

千葉市消防局産業医業務に関する詳細について

1. 履行場所の7事業所について（令和5年4月1日時点）

- (1) 消防局 194人（常時勤務する者の人数）
（セーフティちば（中央消防署を除く。）、消防総合センター内の整備工場、消防学校及び航空課。）
- (2) 中央消防署 166人（常時勤務する者の人数）
（蘇我出張所、宮崎出張所、生浜出張所、臨港出張所を含む。）
- (3) 花見川消防署 129人（常時勤務する者の人数）
（幕張出張所、畑出張所、作新台出張所を含む。）
- (4) 稲毛消防署 70人（常時勤務する者の人数）
（西千葉出張所を含む。）
- (5) 若葉消防署 164人（常時勤務する者の人数）
（桜木出張所、大宮出張所、都賀出張所、泉出張所、殿台出張所を含む。）
- (6) 緑消防署 134人（常時勤務する者の人数）
（誉田出張所、土気出張所、越智出張所、あすみが丘出張所を含む。）
- (7) 美浜消防署 105人（常時勤務する者の人数）
（高浜出張所、打瀬出張所を含む。）

2. 職場巡視について

- (1) 概ね月2回、1回あたり2時間を想定。（月4時間、年間48時間）
- (2) 1回あたり2～3か所の職場巡視を想定。
- (3) 前期（4月～9月）は、各事業所の出張所を含めた職場巡視を主として行う想定。
後期（10月～3月）は、職場巡視後、各事業所において衛生委員会を実施予定。
- (4) 衛生委員会については、オンライン（Skype）で各委員を繋ぐことを想定。ただし、産業医等については、職場巡視を兼ねているため、各事業所において出席をする。

3. 面談業務の想定回数について

- (1) 高ストレス者を含むメンタル不調等：年3回、1回30分程度
- (2) 健康相談：年3回、1回30分程度
- (3) 過重労働者：年3回、1回30分程度

4. 千葉市消防局で実施する健康診断について

- (1) 雇入時健康診断：4月中に実施。（中途採用者がいる場合は、適宜実施します。）
- (2) 定期健康診断：6～12月の間で実施。
- (3) 特定業務（深夜業）従事者健康診断：6月及び11月頃、2回に分けて実施。

- (4) 高気圧業務従事者健康診断：6月及び11月頃、2回に分けて実施。
- (5) 有機溶剤取扱業務従事者健康診断：6月及び11月頃に、2回に分けて実施。
- (6) 腸内細菌検査：11月頃に実施。
- (7) VDT作業従事者健康診断：11月頃に実施。
- (8) 結核罹患検査（QFT検査）：職員が、感染症疾病に罹患のおそれがあると認められる場合、随時実施。

5. 開庁日について

業務スケジュールの調整可能日は、原則平日の8時30分～17時15分の間とする。